

平成二十年五月十三日受領
答弁第三五一号

内閣衆質一六九第三五一号

平成二十年五月十三日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員江田憲司君提出後期高齢者医療制度の支援金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員江田憲司君提出後期高齢者医療制度の支援金に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「支援金」とは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金を指すものと考えるが、その額の算定について基本的な考え方をお示しすると、すべての後期高齢者医療広域連合の保険納付対象額（同法第百条第一項に規定する保険納付対象額をいう。）の総額をすべての保険者（同法第七条第二項に規定する保険者をいう。以下同じ。）に係る加入者（同法第七条第三項各号に規定する加入者をいう。以下同じ。）の総数で除して得た額に、当該保険者に係る加入者の数を乗じて得た額に、一定の調整率を乗じて得た額であり、お尋ねのとおり各保険者ごとの加入者の数に応じて決まるものである。

二及び三について

後期高齢者支援金については、特に一人当たりの医療費が高い後期高齢者の医療費を社会連帯の精神に基づき国民全体で公平に負担するという考えにより、保険者ごとの加入者の数に応じて負担することとしたものである。

四について

お尋ねのとおりである。

五について

お尋ねについて、平成十九年度の老人保健拠出金と平成二十年度の後期高齢者支援金に係る保険者ごとの負担を推計すると、国民健康保険は約五千三百七十八億円の減、共済組合は約百六十二億円の増、政府管掌健康保険は約二千九百一十一億円の減、健康保険組合は約九百四十億円の増となる。

六について

お尋ねの試算については、その計算方法等の詳細が明確でないため、お答えすることは差し控えたい。

七について

健康保険組合連合会により発表された「平成二十年度健保組合予算早期集計」によれば、全健康保険組合の経常収支ベースで六千三百二十二億円の赤字が見込まれているところであるが、これは、高齢者医療制度への見直し等に伴い見込まれる支出増に対して、健康保険組合において、一般に、収支の均衡が図られる程度まで保険料率を引き上げるのではなく、積立金の取り崩しにより対応したため、当該支出増に比

して収入増が小さかったこと等によるものと考えられる。高齢者医療制度への見直しに伴う支出増については、高齢者の医療費が今後増大していくことが見込まれる中で、社会連帯の精神に基づき、国民全体で公平に負担いただくことにより、国民皆保険制度を維持する仕組みとするために必要な負担であると考えている。

八について

今回の政府管掌健康保険等への支援措置は、厳しい国家財政の中において、被用者保険のセーフティネットとしての役割を果たしている政府管掌健康保険の安定的運営を確保するため、財政力のある健康保険組合等から納付いただいた特例支援金を政府管掌健康保険等に対して交付するものであり、被用者保険間の助け合いの一環として、医療保険制度全体の安定的な運営と、国の適切な財政運営との両立を図るために必要な措置と考えている。